

## 国際標準戦略部会の設置について

令和6年5月9日  
知的財産戦略本部  
構想委員会座長決定

### (趣旨)

1. 「構想委員会の運営について」（令和元年9月27日知的財産戦略本部構想委員会座長決定）第2項に基づき、知的財産推進計画に位置づけられる国際標準の戦略的な活用の推進のため、国際標準戦略部会（以下「部会」という。）を設置する。
2. 部会では、我が国における国際標準の戦略的な活用に関する施策について、重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関する事務をつかさどる立場から、全体俯瞰的、総合的な見地で統括して検討・評価・助言等を行う。

### (参加者)

3. 部会の座長（以下「座長」という。）及び委員は、別紙のとおりとする。
4. 座長は、必要があると認めるときは、委員のほかにオブザーバを参加させること、委員及びオブザーバ以外の参考人を招いて意見を聞くことができる。
5. 座長は、必要があると認めるときは、委員のうちから座長代理を指名することができる。
6. 委員の任期は、任命の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (公表、情報の外部における取扱い)

7. 部会の会議は、原則として公開し、内閣府知的財産戦略推進事務局に事前登録を行った者は傍聴することができる。ただし、傍聴者は会議を録音又は録画することができない。
8. 会議資料及び議事録は、原則として、会議開催後に公開する。
9. 座長は、会議又は会議資料若しくは議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるときその他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。
10. 座長は、率直な意見の交換が損なわれることのないよう、委員、オブザーバ、参考人及び傍聴者に対し、会議によって知り得た情報を外部で取り扱うときは、発言をした者の所属及び氏名を特定しないよう求めることができる。

### (庶務)

11. 部会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。

### (その他)

12. 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。